**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第１回議事録≫

■日　時：平成２９年６月２７日(火)　１４：０２～１４：３８

■場　所：大阪市役所７階　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永愼市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、中村広美委員、山下昌彦委員、德田勝委員、守島正委員、辻淳子委員、

川嶋広稔委員、黒田當士委員、山田正和委員、辻義隆委員、山中智子委員

（事務局：手向副首都推進局長）

　時間の方がまいっておりますので、ただ今から第１回大都市制度（特別区設置）協議会を開催させていただきます。

　本来は会長に議事進行をいただくところでございますが、まだ選任されておりませんので、事務局が代行させていただきます。

　まず、定足数の確認ですが、定数20名のうち20名の委員が出席されておりますので、定足数に達し、会議が成立しておりますことをまずご報告いたします。

　なお、本日の会議の公開に関しましては、後ほど取り扱いをご議論いただければと思いますが、本日のところ、会議公開の原則にのっとって傍聴を認めさせていただくとともに、会議の状況をインターネットで配信しておりますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

　ここで、協議会の発足に当たり、知事、市長にご挨拶いただきたいと思います。

　まずは松井知事、よろしくお願いいたします。

（松井委員）

　第１回の会議の開催に当たりまして、設置者の立場から一言ご挨拶いたします。

　府市両議会から早期に委員を推薦いただき、感謝いたしますとともに、皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

　これまでも申し上げてきたことですが、強く豊かな大阪の実現を目指し、その土台を作っていくのが我々の使命でありまして、そのためには都市機能を支えていく広域機能の一元化が必要だと、こう考えております。

　本日は大阪にふさわしい大都市制度を具体的に検討し、その制度案作りを進めていくキックオフだと捉えています。まずは会長の選任を行い、その後、会議の運営について確認をしていただきたいと考えています。

　協議会では特別区に加えまして、総合区についても議論、協議できることといたしまして、名称も大都市制度（特別区設置）協議会に変更をいたしました。今後、協議会での両制度についての十分深い議論をお願いをいたします。その上で平成30年の秋には特別区と総合区、どちらが大阪にとってふさわしい制度なのかを住民の皆さんにご判断をいただきたいと、こう考えていますので、委員の皆様にはその制度案作りにご協力をよろしくお願いします。

（事務局：手向副首都推進局長）

　ありがとうございました。

　それでは、次に吉村市長、お願いいたします。

（吉村委員）

　本日は第１回の大都市制度協議会を開催することができました。出席いただきました皆様に感謝申し上げたいと思います。

　先ほど知事からもありましたが、この大都市制度の改革において、具体的にこの協議会においては特別区設置協定書を作っていくということを目的として進めてまいりたいというふうに思っています。その中で特別区、総合区、両制度についてしっかり議論を深めたいというふうに考えております。それぞれの案についてベストな案を作って、最終的には市民の皆さんに判断していただきたいというふうに考えています。

　総合区についてですが、既に区割りとか、区役所の事務権限についての考え方はお示ししているところでありますが、８月頃には素案を具体的に取りまとめていきたいと思っています。行政素案ができましたら、この協議会にも報告したいと考えていますので、よろしくお願いします。また、特別区についてもこの協議会でしっかりと議論をして、ベストな案を作成してまいりたいと思っております。

　平成30年秋、住民投票をもう一度するということに向けて、この協定書案を取りまとめていきたいと思いますので、委員の皆さんにご協力のほどよろしくお願いいたします。

（事務局：手向副首都推進局長）

　ありがとうございました。

　続きまして、会長の選任の手続を行わせていただきます。

　会長の選任につきましては、協議会規約第５条第２項により、協議会の委員の協議を経て、大阪府知事及び大阪市長が選任するとされておりますので、松井知事に議事進行をお願いいたします。

（松井委員）

　では、早速ですけれども、選任に関しまして、委員の皆さんからご発言をお願いをいたします。

　辻委員。

（辻（淳）委員）

　辻でございます。

　この協議会の会長なんですけれども、地方行財政制度、そしてまたこの会のテーマでございます大都市制度に精通されておりまして、これまでにも経験をお持ちの今井委員にお願いすればよろしいかと思います。

（松井委員）

　ありがとうございます。

　辻委員から今、今井委員にというご発言がございました。

　ほかにご意見ございませんでしょうか。

　黒田委員。

（黒田委員）

　自民党の黒田でございます。

　当協議会は議長枠というのが設けられておりまして、両議会でより中立性を意識された委員に入っていただいているわけでございます。そういった中で、議長以外の方を指名される理由について、もう一歩踏み込んだご意見があればお願いしたいと思います。

（松井委員）

　今、黒田委員の方から、議長枠というお話がありましたけれども、この会長選任に当たりましては、これは知事、市長が選ぶということになっておりますので、これまでも議長枠ということで選んできたということではございません。

　今、黒田委員のご発言に対しまして、何かご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。

　大橋委員。

（大橋委員）

　大橋でございます。

　今、議長枠というご発言がございましたので、私が考えているところを申しますと、市長、知事からご依頼がありまして、委員の推薦を依頼するに当たって、議長に対して推薦してくださいというご依頼がございました。そして、私、議長が府議会では取りまとめさせていただいて知事にお出ししたという経過がございますので、恐らくおっしゃられているのは、議長が取りまとめをするということの状況ではないのかなというふうに思います。

　以上です。

（松井委員）

　黒田委員。

（黒田委員）

　議長が絶対なるべきというふうに申し上げているわけではなくて、より中立性を意識された委員が運営をしていただく方がよりいいのではないかということで申し上げさせていただいたわけでございます。

（松井委員）

　黒田委員のご意見はお聞きをいたしました。

　ほかにご意見ございませんでしょうか。

　吉村市長、どうでしょうか。

（吉村委員）

　今井委員は、これまでも議会の議長の経験も２年されておられます。それから、案の取りまとめという意味では、例えばこれはなかなか話をまとめるのは難しいんですが、政務活動費の領収書も含めたインターネット公開というようなもの、これは議員にとって非常に判断が難しいようなものもまとめてこられた実績というのがあります。そういった実績を考えると、今井委員がこの法定協議会の会長と、大都市制度協議会の会長として中立的な立場でしっかりとこれまでの実績をもって会議を運営されることができる適任者というふうに存じますので、私は今井委員が適任だというふうに考えています。

（松井委員）

　今、吉村委員からも今井委員が適任だと、公正・公平・中立性を持った議事を総括していただけるという、ご経験もあるということで、吉村委員からも適任者は今井委員だというお話がございました。私も同様に思っておりますので、知事、市長として、設置者といたしましては、今井委員にお願いをしたいと思っております。

　今井委員、よろしいでしょうか。

（今井委員）

　はい、分かりました。

（事務局：手向副首都推進局長）

　それでは、会長に今井委員が選任されましたので、これより会長による議事進行をお願いいたします。

　今井会長におかれましては、会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

（今井会長）

　それでは、微力ながら、会長として職責を私、今井、果たしてまいりたいと思います。

　黒田委員にも愛されるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　今後、協議会の円滑な運営に向けまして、各委員皆様方の協力を得ながら進めていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

　それでは、議事を進行させていただきます。

　先ほども事務局が定足数を確認いたしましたが、改めまして、定足数に達し、会議は成立していることを確認をいたします。

　また、冒頭の事務局説明にもありましたとおり、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手をしていただいて、会長の私から指名させていただきます。マイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いをいたします。

　まず、協議会規約第５条第８項により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理するとなっております。この件につきましては、私の職務代理者として山下委員を指定したいと思います。山下委員、よろしくお願いをいたします。

（山下委員）

　はい、分かりました。よろしくお願いします。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　それでは、次の議事に入らせていただきます。

　本日、事務局の方で資料を用意していただいておりますので、資料の確認と関係資料の説明をお願いいたします。

　事務局。

（事務局：井上制度企画担当部長）

　それでは、資料につきまして、事務局からご説明させていただきます。

　まず、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

　次第の一番下の方にも記載しておりますが、配付資料は５点です。

　資料１、大都市制度（特別区設置）協議会委員名簿、資料２、大都市地域における特別区の設置に関する法律、資料３、大都市制度（特別区設置）協議会規約、資料４、大都市制度（特別区設置）協議会の運営の事務的な取扱いについて（案）、資料５、代表者会議設置規程（事務局案）でございます。

　資料の漏れ等ございませんでしょうか。

　それでは、私の方からは資料４、大都市制度（特別区設置）協議会の運営の事務的な取扱いについて（案）と資料５、代表者会議設置規程（事務局案）について説明させていただきます。

　まず、資料４をご覧ください。

　上から順に説明してまいります。

　１点目、会議の開催場所でございますが、原則、議会の委員会室とし、府市交互に設定をいたします。

　次に、会議の公開でございますが、会議は、協議会規約に基づき公開いたしますとともに、会議の開催はあらかじめ報道機関へ情報提供いたします。また、傍聴を認め、会議の状況はインターネットで配信をいたします。配付資料、会議録については、府市のホームページに掲載するほか、協議の状況につきましては、住民への情報提供、意見聴取に努めるものといたします。

　次に、委員の出席でございます。代理出席は認めないこととし、各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行います。なお、委員が交代する場合は、その手続として各会派から当該議会の議長に対し、新委員の名簿を提出いただき、当該議会の議長から会長に対してその旨、ご通知いただくようお願いいたします。

　次に、協議についてですが、協議会で協議いただく資料は事務局が作成し、これを基に質疑や委員間協議をいただくこととしております。また、国と協議を行った場合には、その内容について適宜、協議会に報告するとしています。

　最後に、その他の事項ですが、必要に応じて、有識者等に会議への出席を求め、意見を聞いて議論を深めること、協議会には事務局である副首都推進局の職員だけでなく、内容によっては府市の関係部局の職員から説明させることができること、協議会の情報等については、住民への情報提供に努めますとともに、情報提供の方法等については、協議会で協議いただくこととしております。なお、住民への情報提供につきましては、今年度当初予算で広報誌の作成や発行に係る経費を計上しております。

　資料４につきましては以上でございます。

　続きまして、資料５をお願いします。

　代表者会議の運営等に関し必要な事項につきましては、規約で会長が定めると規定されておりますが、事務局で案を準備させていただきましたので、簡単に説明させていただきます。

　第２条、代表者会議の役割でございます。会長による協議会の事務の掌理に資するため、そこに記載しております（１）から（４）に掲げる事項について協議・調整いただくとしております。

　第３条、会議の構成ですが、会長及び各会派から推薦のあった委員４人の計５人をもって構成するものとし、委員４人の割り当てにつきましては、表に記載のあるとおり、各会派から１人ずつとしております。

　第４条、会議の招集ですが、会長は、必要と認めるときは、代表者会議を招集すること、また過半数の委員から代表者会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならないことを規定しております。委員による会議の招集につきましては、府市両議会でご議決いただきました協議会規約において、過半数の委員による会議の招集を規定いたしましたので、当代表者会議におきましても、同様の規定を置いたものでございます。

　第５条、議事の運営でございます。会長は、代表者会議の議事の運営を行うこと、代表者会議は、原則として非公開とすること、会長は、代表者会議の議事録を作成することとしております。

　第６条、議事の決定につきましては、議事は、委員の意見を踏まえ、会長が決するとしております。

　最後に、第７条では、この規程に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、会長が別に定めることとしております。

　以上が事務局で準備いたしました代表者会議設置規程案でございます。

　事務局からの資料説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（今井会長）

　ただいま協議会の運営の事務的な取り扱いについて事務局から説明がありました。

　何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

　なお、説明のあった代表者会議設置規程については、協議会の規約上、会長が別に定めるものとされております。私としては異論ございませんが、意見があれば併せて伺いたいと思います。

　それでは、よろしくお願いします。

　守島委員。

（守島委員）

　守島です。

　ただいまの事務局の説明の中で、協議の資料は事務局に作成いただけるとのことでした。私としても今後、具体的に議論を進めていくためには、その基となる資料を事務局が作成し、早期にこの協議会にお示しいただくことが望ましいのではないかと考えています。ですので、まず知事、市長の側から議論のベースとなる制度案をお示しいただいて、それを基に協議会で議論すればよいのではないかなと考えています。

　総合区は昨年度末に区数は８区、事務レベルは一般市並みという考え方が決まって、その方針を基に現在事務方で制度案作りを行っているとのことでした。一方、特別区は今日がキックオフになりますので、今後のスケジュールを考えると、事務局には早急な作業入りをお願いするところですが、資料作成に当たる前提として、知事、市長に何かお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

（今井会長）

　その前に、川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　まず、今の守島委員のお話とは異なりますけれども、まずこの資料４、資料５についてということでございますので、その件について確認をさせていただきたいと思います。

　まず、資料４ですけれども、委員の出席の項目の各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行うということでございますが、今回、この本日の第１回目のこの協議会の開催、この通知というのが非常に間際だったなというふうに感じております。本来でしたら、議会、府議会、または市会のそれぞれの招集告知、招集についてはルールがありますが、それに準じてきちっと期間を定めて通知を行っていただきたいと思います。

　要は、協議の中にもありますけれども、事務局が資料を作成し、また質疑、委員間討議を行うこととなっておりますので、その準備も含めて日数が要りますので、今回のように時間がない中でというのは非常に真摯な議論ができないと思いますので、そこの確認をひとつしたいと思います。

　あわせて、資料５でありますけれども、資料５も同じく招集、第４条のところの２でありますが、代表者会議、これは過半数の委員から招集の請求があったときには招集しなければならない、これも何日以内かということをお示しをしておいていただきたいと、このように思います。

　また、代表者会議の招集は必要と認めるときでありますけれども、２条にこの役割があるということを考えますと、法定協議会が開催される前には必ず開催されるという理解でいいのかどうかも確認をさせていただきたいと思います。

　３点、お願いいたします。

（今井会長）

　今、川嶋委員から話がありました。開催通知については、そのご指摘がございましたので、極力そのようにさせていただきたいと思います。

　それと、あと、まずはそういうふうにさせていただきます。

　それと、もう一点、何だったか。

　招集についても、同様に一定程度期間を、余り短期間ということではなしに、余裕を持って招集を私の方からさせていただきたいと、このように思います。急に会議が開かれるということのないようにいたしたいと思います。

（川嶋委員）

　それが１つ目の分の回答なんですが、代表者会議の要は過半数の委員から招集の請求があったときに、招集しなければならないというのは、余りに期間を置かれるというのではなくて、速やかにこれは招集、代表者会議はするべきだと思うので。

（今井会長）

　それもそういうふうに理解しています。

（川嶋委員）

　それとあわせて、必要と認めるときというところは役割、２条がある以上、法定協議会が開催される前には必ず代表者会議が開催されるということでよろしいんですか。

（今井会長）

　はい、そういう理解で結構です。

　それでは、市長の方からですか。

（守島委員）

　ベースとなる案を作っていただければというところと、考え方があればということを質問させていただきました。

（今井会長）

　よろしくお願いします。

（吉村委員）

　もちろんこれ案を作るというのは、法定協議会の場で作るという形になると思います。ただ、やはり議論を具体的で実効的なものにしていくためには、やっぱり素案のようなたたき台が必要になるだろうというふうに思っています。そんな中で、この行政のまず議論の前提となる素案、たたき台、これを作りたいと思っています。

　前提としまして、これは基礎自治体として一定の事務を行っていけるという意味であれば、中核市並みの事務、そして比較をやっぱりしていかなければいけませんから、それぞれ区については４区、６区程度のこの比較できる複数のものを飽くまでも行政の素案、たたき案として、まず皆さんにお示ししたいと思っています。その上で、皆さんからそれぞれについて議論を深めていくということで是非進めていきたいというふうに思っています。

（今井会長）

　市長、ありがとうございました。

　ほかに何かご意見ございますでしょうか。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　今、お話にありましたような件というのは、今出ております代表者会議設置規程にあります役割、２条の１項にある協議会の日程の次に書いてある協議する項目に関することだと思いますので、この件に関してはまず代表者会議を開いてからされるべきだと思いますが。

（今井会長）

　今、そのようなご意見ございましたが、ほかにご意見ありますか。

（吉村委員）

　いや、これ今１回目の会議が開催されていますので、今後開催するときに代表者会議は事前に開くということですが、まずやはりこれ議論のたたき台というものがないと、これは議論が深まらないですから、一定期間かかりますけれども、まず行政の素案というものをまず出して、そこからのやっぱり議論をスタートしていくということが必要だと思っていますし、これだけ委員も全員いらっしゃっていますので、そういった方向性は策定していけばいいのかなというふうに思っています。

（川嶋委員）

　百歩譲って、全員がいてるからということですけれども、そもそも前回の住民投票の後の総括もできておりません。また、我々、市会の方でも議論させていただきまして、なぜ都構想再チャレンジなんですかと言ったときに、バージョンアップということを市長もよく答弁をされておりました。このバージョンアップというのは一体何なのかということが分からない中で、いきなり具体の項目に入っていくのではなくて、まず当然申し訳ない、私たちは都構想に対しては反対の立場ではありますけれども、議論についてはしっかりと我々、議会の議決に従って参加をしておりますので、議論はさせていただきたいと思っています。

　そういう意味では、まずは住民投票を受けて、結局バージョンアップ、何が課題だったのかというところを議論しなければ、例えば区数のお話が出ておりますけれども、区数ではなくて、もしかしたら実際の課題というのが財政調整にあったのかも分かりませんし、一部事務組合の問題にあったのかも分かりませんし、例えば都市計画等の事務配分の問題だったかも分かりませんし、やっぱり財政シミュレーションが雑だったという点もあるかと思いますので、そういうことをいろいろ考えると、一体何が課題だったのかということを踏まえずに、いきなり区割り等々から入るというのではなくて、まずは前回の住民投票を受けて、あのときの協定書の中身についてバージョンアップをどこをしていくのかという議論をまずするべきだと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　川嶋委員、まず前回の法定協議書５区案というのはもうないわけなので、これは廃案になりましたから、その検証というのは、もうないものを検証してもこれ仕方がないと思っています。

　それから、中身を皆さんが中身の反対は分かりますから、反対をするためにも、たたき台なる素案を我々が出させていただかないと、皆さんの反対する中身についての明確な反対理由も、なかなかこれはっきり言えないでしょう。だから、やっぱり素案はきちっと出させていただくと。先ほど言われた財政調整が悪いのか、それから権限移譲が中核市並みになっていないのか、そういうこともたたき台があって初めて皆さんが反対するということも、反対の指摘もできるわけですから、これはたたき台、素案については僕と吉村市長で要は行政素案というものを提案させていただきたい。その素案が出てから、おかしいところ、皆さんがこれは住民のためにならないということであれば指摘をされればいいと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　市会でも質疑させていただいたときに市長からは、できる限りじっくり議論をして、議論を深めて合意形成をということでありました。当然合意形成ということに関しては私たちも否定するものではありません。当然、何度も言いますけれども、都構想に賛成というわけではありませんけれども、ただし私たちもここに来ている以上、我々と意見が異なる方の意見にもしっかり耳を傾けるというその真摯な思いはございますので、まずは５区案がないということですけれども、バージョンアップをされるということでありましたので、具体的にはどこをバージョンアップするかということをやっぱりもうちょっときちっと論点の整理という意味でやるべきではないかと思います。いきなり行政案を作るのではなくて、当然そのときの課題というものをしっかり議論するべきであると思いますので、いきなり、まして代表者会議も開かれることなくこの協議の項目について決め、早速早々に事務方に指示を出すというのは、この第１回目のこの会議で進めるというのは、ちょっと課題が多いなというふうに感じております。

（吉村委員）

　これは市会の特別委員会で、そもそもなぜ必要なのかとか、いわゆるそういった議論はされています。それはいいと思うんです。ただ、この法定協議会という場は、協定書を設置する、まさにそれを作るための会議体の場であります。そんな中で、いわゆる抽象的な議論に終始するというのはあってはならないと思っています。１個１個の論点について、何も素案がなければ、抽象的に立場が違えばいろいろな意見があるわけですから、その抽象的な議論を進めても、やはりなかなかこの案の策定ということにはなってこないと思います。つまりその具体的な素案をベースに、もちろんそれが最終形ではありませんから、いや、これじゃバージョンアップじゃないじゃないか、あるいは意味がないじゃないか、あるいはこの論点についておかしいじゃないかというのをその素案を基に議論をすることがまさに議論の深まりにつながると思いますし、より良い案になっていくというふうに思っています。ですので、そこはいわゆる大都市税財のような、いわゆる市会の場とこの協議会の場というのは分けて考えていただく必要があると思うし、今回、議論を深めていく、きっちりと合意形成していくという意味でも、具体的な議論をするために、まずはたたき台としての素案、それが必要だというふうに思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　このように議論がなかなかちょっと平行線になりますので、代表者会議において議論されることを求めます。

（今井会長）

　今、川嶋委員からそのようなご意見があるんですが、ほかご意見ありませんか。

　私自身は、これ新しく協定書を作っていくという上で、議論のための制度案について提案者である知事、市長からその考えを先ほどから述べてもらっているわけですが、本日の協議会でその内容を協議会の総意として確認するといったことではないので、その辺はひとつ了承していただきたいなと思います。

　それと、協定書作成の議論を深めるには、知事、市長の考え方を踏まえながら、区割り、あるいは事務分担、財政、組織といったこと、それらの取りまとめた資料で議論した方がよりスムーズにいくのではないかというふうには思っております。ただ、これは皆さん方のご意見を拝聴して進めなくてはならないので、ほかにご意見があれば言っていただきたいと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、代表者会議においてこれを協議をして、我々の事務方案を出すかどうかというのを代表者会議に諮るべきだという意見がありますけれども、代表者会議の設置規程においては、協議会の日程及び協議する項目、協議会の会議の時間、協議会における質疑の方法、その他会長が必要と認める事項ですから、今回は会議における協議する項目を絞っているわけでも何でもありません。要はたたき台が出て初めて、じゃ、財政調整について議論しようかとか、区割りについて議論しようかとか、そういう話になるわけですから、要はその項目を提案する時点なんです、今の時点では、我々事務方案というのは。だから、この事務方案については、これは中身の具体的な議論をするためには、何もなしではできませんから、これは事務方案をこれから我々側でまとめて提出をさせていただくことは、これはお認めをいただきたいと思います。

（今井会長）

　松井委員の方から、そういうご発言です。ご異議がなければ。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　基本的にこの資料４と５というのは、この時点ではもう決定ということで理解させていただいていいんですか。結局、議論が混ざっちゃって、いまいち僕、理解が足りないんですけれども、このまず資料４と５というのは、この場で決定という理解でいいんでしょうか。

（今井会長）

　これについての先ほど提案でしたので、ご意見があればどうぞ。まだ決定ということではありません。

（川嶋委員）

　まず、これが決定してからしないと、議論がちょっと混ざっちゃっているなという気がします。

（今井会長）

　分かりました。

　これについてご異議がなければ、これを決定させていただきますが、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）

　それでは、この２件については決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　改めて、その５区案というのがないという話でございましたので、その５区案ではなくて４区、６区案を議論するというその理由も正直分かりませんので、その点の説明なしに、それで、はい、どうぞというわけにはいかないと思います。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　僕から提案させていただいたのは、あくまで特別区設置の協議会なので、議論を速やかに進めるためにも、素案、たたき台を作ってほしいというお願いをしているところです。

（今井会長）

　そういう趣旨でということですので。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　そういう趣旨なら、先ほども言いましたけれども、やはり前回の住民投票の後、バージョンアップをされるという中で、５が４になるのか、５が６になるのかというのも、僕らからしたらバージョンアップではないけれども修正だという思いではありますけれども、される以上は、やはりそこの論点をまず、論点の整理、決して議論を妨害するつもりはありません。しっかりと論点の整理をした上で４区なのか、６区なのか、またほかの何区なのかとかも含めて議論するべきだと思っておりますので、まずは論点整理することを求めます。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　まず、４区、６区についても、これは確定じゃありません。要はこの議論のたたき台としての素案です。その中で議論の結果、いや、これは５区案がいいじゃないかとなれば５区案でもいいと思います。その前提となる土台がない限りは、これは深まった議論にやっぱりならないわけですね。じゃ、そもそもなんで４なの、６なのと言い出すと、そもそもスタートに入れないですから、まずは素案としてこれは提案させていただく、そしてこれは当然確定案ではなくて、この場でいろいろ議論を深めていくことによって、それは区数も変わる可能性もあります。まさにそれこそが議論であって、その土台すらスタートに入っちゃいけないというのは、僕はやっぱり違うのではないかと。行政素案としてまず出させていただいて、より具体的な議論をさせていただきたいと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　結局はスケジュールありきで、円滑な運営というか、真摯な運営ではなくて、やっぱり強引に進めるのかなという気がしてなりません。このまま議論をしても平行線でありますので、会長の方から決を採るなり何なりで結論を出していただいて結構だと思います。

（今井会長）

　今、川嶋委員からもそのようなご指摘がございました。私の方は今、市長からお示しのあった議論のたたき台となる資料の作成については、事務局にお願いして次に進めていきたいというように思っておりますけれども、いかがですか。

（「異議あり」の声あり）

（今井会長）

　それでは、そのようにさせていただきます。

（松井委員）

　反対している人がいてはる。

（川嶋委員）

　僕らは異議ありと言っているので。

（今井委員）

　どうぞ。

（川嶋委員）

　いや、だから決を採るなり何なりしていただければと思います。

（今井会長）

　今、決を採ったつもりなんですけれども。分かりました。そしたら、挙手にて進めたいと思います。

　それでは、市長のお示しのあった議論のたたき台となる資料の作成について、事務局にお願いして次進めていきたいと思いますが、これについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

（今井会長）

　ありがとうございます。

　賛成多数でしたので、そのように進めさせていただきます。

　次に、本日の議事は以上でございますが、ほかに何かご意見等ございますか。

（「ありません」の声あり）

（今井会長）

　それでは、これで本日の協議会を終了いたします。

　次回の開催日程等は後日、代表者会議で調整させていただきます。詳細については事務局から連絡させますので、各会派におかれましては、早速代表者の選出をよろしくお願いをいたします。

　どうもありがとうございました。